

有田市移住希望者現地訪問支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県外から本市への移住を促進するため、移住希望者が行う現地視察に必要な交通費について、予算の範囲内において、有田市移住希望者現地訪問支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「現地視察」とは、本市職員を伴う仕事、住居等の移住に関する視察又は相談を行うことをいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、本市への移住を希望する者であって県外に在住するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 事業所等が行う採用試験又はインターンシップに参加する者

(2) 事業所等への就職又は転勤等が決まっている者

(3) 学術研究の目的で滞在する予定の者

(4) 有田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 12 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等であると認められる者又は暴力団員と密接な関係を有する者

(5) 過去にこの要綱による交付決定を 2 回受けたことがある者

(6) 事業実施年度の 4 月 1 日において 18 歳未満の者

2 前項に掲げる者のほか、その同行者についても、移住希望者と同一世帯の者であって、前項第 1 号から第 5 号のいずれにも該当しないものに限り、補助金の交付対象とする。ただし、1 人を上限とする。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助の条件及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条に規定する経費の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2 万円を上限とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、有田市移住希望者現地訪問支援補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、現地視察を行う日から起算して 14 日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 有田市移住希望者現地訪問支援補助金現地視察計画書

(2) 申請者の居住地を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を有田市移住希望者現地訪問支援補助金交

付決定通知書（様式第2号）又は有田市移住希望者現地訪問支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請内容に変更が生じたとき又は申請を取り下げようとするときは、有田市移住希望者現地訪問支援補助金変更・取下げ承認申請書（様式第4号）により、現地視察を行う日から起算して7日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受け、これを承認したときは、有田市移住希望者現地訪問支援補助金変更・取下げ承認通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

（事業完了報告書）

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた現地視察が完了した日が属する月の翌月末までに有田市移住希望者現地訪問支援補助金事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象となる経費の領収書等の写し

（2） その他市長が必要と認める書類

（完了の確認及び交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を精査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、有田市移住希望者現地訪問支援補助金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求及び支払）

第11条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、有田市移住希望者現地訪問支援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、有田市移住希望者現地訪問支援補助金交付決定取消通知書（様式第9号）を通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 前項の返還請求は、有田市移住希望者現地訪問支援補助金返還請求書（様式第10号）により行うものとする。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

補助の条件	補助対象経費
(1) 本市が出展する移住イベント又は関係する機関での移住相談等を受けた上で現地視察を行うこと。 (2) 本市への移住促進に資する報告及び調査に協力すること。	現地視察のために使用した公共交通機関及び高速道路の利用料のうち、自宅から本市内の最初の目的地まで合理的と認められる経路の交通費。